

○菊池市通所型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

平成29年2月6日

告示第11号

改正 平成29年12月19日告示第211号

平成31年1月15日告示第17号

令和3年4月1日告示第97号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)

第3節 設備に関する基準(第8条)

第4節 運営に関する基準(第9条—第37条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第38条—第41条)

第6節 共生型介護予防型通所サービスに関する基準(第41条の2・第41条の3)

第3章 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)事業

第1節 基本方針(第42条)

第2節 人員及び設備に関する基準(第43条・第44条)

第3節 設備に関する基準(第45条)

第4節 運営に関する基準(第46条・第47条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第48条—第50条)

第4章 雑則(第51条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- (1) 第一号事業者 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業を行う者をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第一号事業 指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる第一号事業をいう。
- (4) 予防通所介護相当サービス 第一号通所事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧介護予防通所介護」という。)に係る基準により実施されるものをいう。
- (5) 共生型介護予防型通所サービス 第一号通所事業のうち、第2章第6節に定める基準により実施されるものをいう。
- (6) 通所型サービスA 第一号通所事業のうち、第3章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (7) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
- (8) 第一号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該指定第一号事業に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)をいう。
- (9) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合における当該第一号事業支給費に係る指定第一号事業をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定第一号事業の一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 指定事業者の管理者等は、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号及び第2号に規定する者であってはならない。

第2章 予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 指定第一号事業に該当する予防通所介護相当サービス(以下「指定予防通所介護相当サービス」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、施設等に通わせ、当該施設等において、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 指定予防通所介護相当サービスの事業を行う者(以下「指定予防通所介護相当サービス事業者」)が当該事業を行う事業所(以下「指定予防通所介護相当サービス事業所」)ごとにおくべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「指定予防通所介護相当サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)指定予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定予防通所介護相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この章及び次章において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数の5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該指定予防通所介護相当サービス事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職

員又は介護職員。第5項及び第6項において同じ。)を、常時1人以上当該指定予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設(入所定員が29人以下の指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に併設される指定予防通所介護相当サービス事業所には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員により当該通所介護相当サービス事業所の利用者の処遇が適切に行われていると認められる場合は、指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所に生活相談員を有しないことができる。
- 5 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 7 第1項から第3項まで及び前項の指定通所介護相当サービスの単位は、指定通所介護相当サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 8 第1項第4号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定通所介護相当サービス事業所には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の機能訓練指導員により当該指定通所介護相当サービス事業所の利用者の処遇が適切に行われていると認められる場合は、指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所に機能訓練指導員を有しないことができる。
- 9 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 10 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているもの

とみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 指定予防通所介護相当サービス事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室(他の場所で静養することが一時的に困難な心身の状態にある者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。)
- (4) 相談室
- (5) 事務室

2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項各号に掲げる設備のほか、指定予防通所介護相当サービス事業所には、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

4 第1項各号に掲げる設備及び前項に規定する設備は、専ら当該指定予防通所介護相

当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 前項ただし書の場合(指定予防通所介護相当サービス事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 6 指定予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第4項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、指定予防通所介護相当サービス従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定予防通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織(指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア 指定予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者
又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信
し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられた
ファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申
込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による
提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定事業者
の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事
項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定
する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力する
ことによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重
要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、
その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による
承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定予防通所介護相当サービス事業者が使用
するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定予防通所介護相当サービス事業者は、当該利用申
込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない
旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重
要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はそ
の家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定予防通所介護相
当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該指定予防通所介護相当サービス事業所が通常時に当該事業を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センター(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供を求められた場合には、指定予防通所介護相当サービスの提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は介護予防・生活支援サービス事業対象者に係る決定(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定予防通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者について要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前には要支援認定等の更新の申請がなされるよう当該利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提

供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第15条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び連携に努めなければならない。

（第一号事業支給費の支給を受けるための援助）

第16条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供の開始時において、利用申込者が指定介護予防支援又は第一号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市に届け出ていないこと等により、当該指定予防通所介護相当サービスが当該指定介護予防支援又は当該第一号介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。）（以下「介護予防サービス計画等」という。）の対象となっていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により第一号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第17条 指定事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第18条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスを提供した場合には、当該指定予防通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定予防通所介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者によって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスを提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定予防通所介護相当サービスを提供した場合には、利用者から利用料の一部として、当該指定予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費基準額(法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額(その額が現に当該指定予防通所介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定予防通所介護相当サービスに要した費用の額とする。)以下同じ。)から当該指定事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防通所介護相当サービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、旧指定介護予防サービス等基準第100条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第一号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第22条 指定事業者は、指定予防通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定予防通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第一号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 指定予防通所介護相当サービス従業者は、現に指定予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第24条 指定事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定予防通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 指定予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第25条 指定事業者は、利用者に対し適切な指定予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所ごとに、指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。その際、当該指定予防通所介護相当サービス事業者は、全ての指定予防通所介護相当サービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第26条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第27条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に指定予防通所介護相当サービス従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなけれ

ばならない。

- (1) 当該指定予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定予防通所介護相当サービス事業所において、指定予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第29条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所の建物内の見やすい場所に、第24条に規定する運営規程の概要、指定予防通所介護相当サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定予防通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第30条 指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定予防通所介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第31条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、介護予防支援事業者等又はその従業者に対して金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、提供した指定予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、提供した指定予防通所介護相当サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、提供した指定予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第34条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所の

所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定予防通所介護相当サービスの提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(虐待の防止)

第35条の2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、指定予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定予防通所介護相当サービス事業所において、指定予防通所介護相当サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の指定予防通所介護相当サービス計画とともに、当該利用者に対する指定予防通所介護相当サービスの提供の終了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第22条に規定する市への通知に係る記録
- (3) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第38条 指定予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその指定予防通所介護相当サービスの質の改善を図らなければならない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、その提供する指定予防通所介護相当サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定予防通所介護相当サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 6 指定予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 7 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
(指定予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第39条 指定予防通所介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議等を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定予防通所介護相当サービス計画(以下「指定予防通所介護相当サービス計画」という。)を作成するものとする。
- (3) 指定予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定予防通所介護相当サービス計画を作成した場合は、当該指定予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、指定予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

- (8) 指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 指定予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供を開始した場合は、少なくとも1月に1回、当該指定予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該指定予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に、少なくとも1回、当該指定予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (10) 指定予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (11) 指定予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定予防通所介護相当サービス計画の変更を行うこと。
- (12) 前号の指定予防通所介護相当サービス計画の変更を行う場合は、第1号から第10号までの規定の例によること。

(指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第40条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、指定予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているものその他の適切なものを提供すること。
- (3) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、

利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供を行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第41条 指定予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、あらかじめ、緊急時の連絡方法を定めなければならない。

2 指定予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいては、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 共生型介護予防型通所サービスに関する基準

(共生型介護予防型通所サービスの基準)

第41条の2 共生型介護予防型通所サービス(菊池市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年告示第73号)第4条第1号イ(イ)に規定するサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所

支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業所を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型介護予防型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型介護予防型通所サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定予防通所介護相当サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第41条の3 第5条及び第9条から第41条までの規定は、共生型介護予防型通所サービ

スの事業について準用する。

第3章 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第42条 指定第一号事業に該当する通所型サービスA(以下「指定通所型サービスA」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、身体介助の必要はないが、心身機能の低下が見られる高齢者、閉じこもりがちなど見守りが必要な高齢者等に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、施設等において、日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

(従業者の配置の基準)

第43条 指定通所型サービスAの事業を行う者(以下「指定通所型サービスA事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者(看護職員又は介護職員)の員数は、指定通所型サービスAを提供している時間帯に従事者が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービスAを提供している時間数で除して得た利用者の数が8人未満の場合にあっては1人以上、8人以上15人未満の場合にあっては2人以上、15人以上24人未満の場合にあっては3人以上、24人以上30人以下の場合にあっては4人以上とする。この場合において、利用者の数が8人未満で1人の従業者を配置するときは、利用者の安全確保に注意して指定通所型サービスAを実施しなければならない。

- 2 前項の指定通所型サービスAの単位は、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 3 指定通所型サービスA事業所には、必要に応じ専従の機能訓練指導員を1人以上置くことができるものとする。この場合において、機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。
- 4 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAの事業が指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定予防通所介護相当サービス事業とが同一敷地内の他の事業所において運営されている

場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項第4号、指定地域密着型サービス基準第20条第1項第4号又は第6条第1項第4号に規定する機能訓練指導員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 5 第3項の規定により、機能訓練指導員を置く場合であって、前項によらないときは第1項に定める従業者の員数からそれぞれ1人を減じることができるものとする。

(管理者)

第44条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にあ
る他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第45条 指定通所型サービスA事業者は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定通所型サービスA事業者は次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 相談室
- (3) 静養室
- (4) 事務室

- 3 前項第2号に掲げる相談室の基準は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていることとする。

- 4 第2項各号に掲げる設備のほか、指定通所型サービスA事業所には、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定通所型サービスAの事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 5 第2項各号に掲げる設備及び前項に規定する設備は、専ら指定通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスAの事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 6 前項ただし書の場合(指定通所型サービスA事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービスAの事業以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 7 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAの事業、指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定予防通所介護相当サービス事業とが同一敷地内の他の事業所において運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項及び第2項又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項及び第2項までに規定する設備に関する基準を、当該指定予防通所介護相当サービス事業であるときは第2章第3節に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第2項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービスAを提供した場合には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスAに係る第一号事業費基準額から当該指定事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型サービスAを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所型サービスAに係る第一号事業費基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 入浴代

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第1号に掲げる費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を

基本とする。

- 5 指定事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(準用)

第47条 第9条から第19条まで及び第21条から第37条までの規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型サービスAの基本取扱方針)

第48条 指定通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する指定通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその指定通所型サービスAの質の改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、その提供する指定通所型サービスAの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定通所型サービスAの質の改善を図るよう努めなければならない。
- 5 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 6 指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 7 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型サービスAの具体的取扱方針)

第49条 指定通所型サービスAの方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議等を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、必要に応じ、指定通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定通所型サービスA計画(以下「指定通所型サービスA計画」という。)を作成するものとする。
- (3) 指定通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、指定通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、指定通所型サービスA計画を作成した場合は、当該指定通所型サービスA計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、指定通所型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、指定通所型サービスA計画に基づくサービスの提供を開始した場合は、少なくとも1月に1回、当該指定通所型サービスA計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該指定通所型サービスA計画に記載したサービスの提供

- を行う期間が終了するまでの間に、少なくとも1回、当該指定通所型サービスA計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (10) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (11) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定通所型サービスA計画の変更を行うこと。
- (12) 前号の指定通所型サービスA計画の変更を行う場合は、第1号から第10号までの規定の例によること。

(準用)

第50条 第40条及び第41条の規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第51条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業指定事

業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の菊池市通所介護相当サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の規定により予防通所介護相当サービスの指定を受けた者は、施行日にこの要綱による改正後の菊池市通所型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の予防通所介護相当サービスの指定を受けたものとみなす。

附 則(平成29年告示第211号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

- 2 この告示の規定は、第2条及び第3条の規定による改正後の告示の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この告示の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則(平成31年告示第17号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

- 2 この要綱の規定は、第2条、第4条及び第5条の規定による改正後の要綱の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則(令和3年告示第97号)

この要綱は、告示の日から施行する。